日本食品化学学会倫理規定

(目的)

第1条 日本食品化学学会は、食品に関連する化学物質に関する自然科学的および社会科学的知見の発展をはかり、それによって社会の発展に寄与する事を目的としている。日本食品化学学会会員はこれを誇りとし、社会における自らの使命と責任を自覚し、自らの良心と良識に従う自律ある行動こそ、この発展に不可欠であることを認識し、以下に定める倫理規定を定め、遵守することを誓う。

本倫理規定に反する行為等が見られた場合には、必要に応じて理事長は倫理委員会を設置しその行為等につき調査・審議し、別に定める日本食品化学学会倫理委員会内規に基づいた処分を適用することができる。

(倫理項目)

第2条

1 (人類に対する責任)

会員は、食品に関連する化学物質に関する自然科学および社会科学を専門とするものとしての知識、技術、経験を自ら深め、向上させるとともに、これを活かして、広く人類の発展をめざすとともに、地域社会から世界までの様々な社会の人々全体に対し、科学・科学技術および科学教育の普及と進展に寄与することに努める。

2 (社会行動に対する責任)

会員は食品に関連する化学物質に関する自然科学および社会科学も含めた科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。科学における知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、学会内における相互評価に積極的に参加する。

3 (自己の研鑽)

学会員は自らの専門知識・能力の維持向上につとめるとともに、科学技術と自然環境の関係、科学技術と社会の関係を広い視野から理解し、常に中立的・客観的な立場から最善の判断と姿勢を示し、実行するようたゆまず努力する。

4 (説明と公開)

会員は、みずからが携わる研究の意義と役割を公に社会に中立性・客観性をもって 説明し、社会との建設的な対話を築くように努め、正確な知識の普及を図る。このた めには、社会に対して科学的なことがらについて発言、発表する際に、誇張、歪曲、 恣意的な表現などはあってはならない。

5 (研究活動)

会員は研究の立案・計画・申請・実施・報告・審査などに関わるすべての活動において、本倫理規定の主旨に沿って、誠実に実行する。研究・調査データの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、常に説明責任に答えられるようにしなければならない。ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為は為さず、加担せず、他者に対しても許さない。

6 (法令の遵守と研究対象への配慮)

社会に生きる者として守るべき法令や関係規則の遵守と人権の尊重はもとより、環境保護に対して十分な配慮をおこなう。

7 (他者との関係)

会員は、他者と、互いの向上のために協力し、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重し、必要がある場合にはこれを守るために機密保持や契約等を遵守する。

8 (教育に対する責務)

会員は食品に関連する化学物質に関する自然科学および社会科学の教育、および食品に関連する化学物質に関する自然科学および社会科学の普及に対して専門家としての責務と努力をたゆまず、広く科学者・科学技術者の育成をささえ、また広く社会における科学的基盤の熟成と進歩に寄与することを目指す。また指導的立場にある者は、学生や部下の学習と職業能力の向上に対し、あるいは地域社会の科学的・文化的振興に対し、社会から信任されていることを自覚して行動する。

9 (公平性の確保)

会員は、研究・教育・学会活動などにおいて、日本国内はもとより、国際社会における他者の文化の多様性に配慮し、個人の生来の属性や宗教などによって差別せず、公平に対応して個人の自由と人格を尊重する。

(規定の変更)

第3条 この規定を改正するには理事会の承認を得なければならない。

この内規は平成25年8月29日から施行する